

# 広域水道常任委員会記録

令和 7 年 7 月 15 日 (火)

神奈川県内広域水道企業団議会

# 広域水道常任委員会記録

- 1 開催日時 令和7年7月15日(火)
- 2 開催場所 第3委員会室
- 3 出席者 委員長 かわの 忠正 副委員長 渡辺 光一  
委員 いそもと 桂太郎 委員 青山 圭一  
委員 斎藤 達也 委員 横山 勇太朗  
委員 中島 光徳 委員 森 ひろたか  
委員 石田 康博 委員 林 敏夫
- 4 委員外議員 議長 小島 健一
- 5 議事説明者 企業長 城 博俊 副企業長 山隈 隆弘  
総務部長 津田 宏 浄水部長 小池 健一  
建設部長 依田 一仁 ほか関係職員
- 6 事務局職員 事務局長 池田 和弘 ほか書記4名
- 7 議事日程

第1 委員長の互選

第2 副委員長の互選

第3 業務状況関係の調査

第4 県内調査及び県外調査について

## ○池田議会事務局長

ただいまから、広域水道常任委員会が開催されるわけであります、正副委員長の互選を行うため、委員会条例第8条第2項の規定により、年長の委員に委員長の職務を行っていただくことになっております。したがいまして、かわの忠正委員に臨時委員長の職務をお願いいたします。

## ○かわの臨時委員長

規定によりまして、臨時委員長の職務を行いますので、よろしくお願ひいたします。ただいまから、広域水道常任委員会を開会いたします。これより日程に従い調査を行います。

日程第1、「委員長の互選」を行います。

おはかりいたします。

委員長の互選の方法につきましては、指名推選によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## ○かわの臨時委員長

ご異議がないと認めます。それでは、指名をお願いいたします。

## ○渡辺委員

臨時委員長。

## ○かわの臨時委員長

渡辺委員。

## ○渡辺委員

委員長に、かわの忠正委員をご指名申し上げます。

## ○かわの臨時委員長

ただいま、委員長に私を指名していただきました、私を委員長と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## ○かわの委員長

ご異議がないようですので、私が委員長に決定いたしました。

ただいま、皆様のご推薦によりまして、私が広域水道常任委員会の委員長に就任することができ、まことに光栄に存じます。微力ではございますけれども、皆様方のご協力をいただき、委員長の職務を全うさせていただきたく存じます。よろしくお願ひいたします。

それでは、引き続いて日程第2、「副委員長の互選」を行います。

おはかりいたします。

副委員長の互選の方法につきましては、私から指名して選任することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## ○かわの委員長

ご異議ないと認め、副委員長に渡辺光一委員をご指名申し上げます。

ただいま申し上げましたとおり、渡辺委員を副委員長に決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## ○かわの委員長

ご異議ないと認めます。よって、渡辺委員が副委員長に決定いたしました。

## ○渡辺副委員長

ただいま、ご指名によりまして、私が広域水道常任委員会の副委員長に就任することになりました。委員長の下、委員長を補佐しながら、円滑な委員会運営に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力のほどよろしくお願ひいたします。

## ○かわの委員長

これより日程第3、「業務状況関係の調査」を行います。

委員長といたしましては、日程第3について当局から説明を聴取し、質疑を行い、資料要求があれば委員会として当局に要求というように考えておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## ○かわの委員長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

それでは、当局の説明をお願いいたします。なお、今後の当委員会における当局の説明は着席にて行ってください。それでは、当局の説明をお願いいたします。

## ○津田総務部長

津田総務部長。

## ○かわの委員長

津田総務部長。

## ○津田総務部長

それでは、令和7年7月議会臨時会、広域水道常任委員会資料事務事業の概要について説明いたします。表紙をご覧ください。

I 企業団の概要、II 企業団の基幹計画、III 令和7年度予算の概要については、私、総務部長の津田から、IV 水道システムの再構築へ向けた取り組みについては、建設部長の依田から説明いたします。

ページをおめくりいただき、1ページをご覧ください。

I 企業団の概要です。

1 企業団の設立の経過と位置付けです。(1)及び(2)のとおり、企業団は4つの構成団体によって、昭和44年5月に設立されました。今年度で設立から56年となっております。

(3) 設立の背景です。企業団は、県内の水需要に対応するため、相模川水系を共同で開発してきましたが、昭和50年代に増大する水需要に対処するため、さらに新たな水源の確保が必要となり、ここに掲げられました4つの目的を持って企業団を設立しました。

(4) 企業団の位置付けです。まず、企業団という位置付けについてです。企業団は、複数の地方公共団体が行政サービス等の一部を共同で行うために設ける一部事務組合として設立されました。この一部事務組合のうち、地方公営企業の経営に関する事務を共同で行っている事業体を企業団と呼ぶことになっております。次に、水道用水供給事業という位置付けについてです。企業団では県民市民の皆様に直接水をお届けするのではなく、水道事業者に水道用水を供給する水道用水供給事業、いわゆる水の卸売業を行っております。

2 組織概要です。

(1) の企業長につきましては、4構成団体からの共同任命、副企業長は企業長が議会の同意を得てそれぞれ選任されております。

(2) 令和7年度4月現在の組織ですが、3部18所属で職員数は374名となっております。下に

組織図をお示ししております。

(3) 企業団議会です。議員定数は 11 名で、各構成団体の人数は、配分水量の割合に基づいており、神奈川県から 3 名、横浜市から 4 名、川崎市から 3 名、横須賀市から 1 名でございます。

2 ページをご覧ください。

3 施設概要です。 (1) 2 つの建設事業による 2 水系一体の水運用についてです。表をご覧ください。企業団はこれまで表、真ん中の列の「創設事業」と、右の列の拡張事業あります「相模川水系建設事業（第 1 期）」の 2 つの建設事業を行いました。創設事業では 10 カ年の工期で酒匂川上流に三保ダムを建設し、日量 156 万立方メートルの水源を開発したほか、飯泉取水堰と伊勢原、相模原、西長沢の三つの浄水場、さらに 25ヶ所の給水地点と、これらの施設を結ぶ導送水管を整備いたしました。事業費は 2,892 億円で、財源はご覧のとおりでございます。次に、拡張事業の相模川水系建設事業（第 1 期）では、相模川上流に国の直轄事業として宮ヶ瀬ダムを建設し、日量 130 万立方メートルの水源を開発したほか、相模大堰と綾瀬浄水場の整備に加え、既設の相模原浄水場の増強も行い、17ヶ所の給水地点も整備いたしました。事業費は 7,330 億円で、財源はご覧のとおりでございます。

(2) 主な施設では、2 つの取水堰の 1 日最大取水量と 4 つの浄水場、それぞれの 1 日最大浄水能力をお示ししております。写真下の白丸に日最大浄水能力がございますが、合計で 284 万立方メートルあり、全国の水道用水供給事業者 69 社のうち最大となっております。

3 ページをご覧ください。

(3) 施設全体図です。この図は、先ほどの 2 ページで説明しました施設を神奈川県の地図に落とし込んだものでございます。県東部地域の緑、黄色、ピンク、水色に着色された部分が企業団の給水エリアとなっています。広域水道の特徴として、青の丸印で示した 4 つの浄水場と青と緑の三角印の 42ヶ所の給水地点、そして、それらを結ぶ導水管や送水管が、給水エリアに広域的に配置されているということがおわかりいただけると思います。右側の黄色の吹き出しに、三ツ境本庁舎に併設した水運用センターがございます。水運用センターでは、企業団の水供給に必要な水量や水質など、すべてのデータを見ることができ、天候などに応じて給水する量をコントロールしています。もう 1 つ、黄色の吹き出しの広域水質管理センターは平成 27 年に、4 構成団体と共同で設置しております。広域水質管理センターでは、ダムなどの水源をはじめ、取水堰や浄水場、そして給水地点のすべての水質検査をするほか、それまで各事業体が個別に行っていった水源水質の管理や、河川における水質事故の対応を一括して行っております。

次に (4) は企業団の強みでもあります 2 水系一体の水運用を示しております。図をご覧ください。図の左側、酒匂川と図の中央にある相模川が赤い線で結ばれています。これは 2 水系の水を相互に融通できる連絡管で、2 水系からの取水量の割合を柔軟に変化させ、平常時には、エネルギー効率やコストを意識した水運用を行い、災害や河川での事故渇水などの非常時には、安定供給確保に向けた弾力的な水運用が行うことができます。

4 ページをご覧ください。

4 事業概要です。 (1) 企業団からの水道用水供給とそれに対する構成団体の料金負担です。図をご覧ください。ブルーの矢印では水供給の流れを示しています。まず、企業団から構成団体水道事業者に対して、水道用水の供給を行います。構成団体は、企業団から受水した水と、自前の浄水場で生産した水をブレンドして、水道利用者の皆様に水道水の供給を行っています。この対価として、ピンクの矢印のとおり、水道利用者の皆様から構成団体へ水道料金をお支払いいただきます。

この、水道料金の原価には、構成団体が企業団に支払う受水費も含まれております。

次に、ただいま説明いたしました水供給と受水費の実績を示したのが（2）年間供給水量と用水供給料金です。1つ目の白丸、4構成団体の給水人口は約850万人で、県民の約9割となっており、2つ目の白丸、県民の方々に4構成団体が給水する水の約5割が企業団からの受水で賄われております。下の左側のグラフですが、これは構成団体の企業団の受水の割合を示しております。1例申し上げますと、神奈川県さんは54%を企業団からの受水で賄っているということでございます。右のグラフは、水供給の対価として、構成団体から企業団にお支払いいただく受水費が、各構成団体の総費用のうち、どの程度の割合なのかを示したもので平均では約25%の割合となっております。この2つのグラフから構成団体にとって水供給の面でも、費用の面でも、企業団事業の影響が大きいということがおわかりいただけると思います。

続きまして、5ページをご覧ください。

## II 企業団の基幹計画（ビジョン及び実施計画）についてでございます。

1 ビジョンの策定経過です。経営指針である神奈川広域水道ビジョンは外部の有識者等による検討委員会やパブコメを経て、令和3年3月に策定しております。

次にビジョンの概要（1）策定趣旨ですが、6ページ参考1、図をご覧ください。この図は、4構成団体と企業団の5事業者が目指す最適な水道システムの4つの要素を示したもので、具体的には、1つ目は、施設を最適な規模にダウンサイジングすること。2つ目は健全な施設ということで、計画的に修繕や更新を行い、常に十分な機能を発揮させること。3つ目の安全安定供給は、地震や台風などの自然災害が発生しても、安定的に供給できるよう、強靭な施設にするということです。4つ目の低環境負荷は、できるだけエネルギーや薬品の使用量を抑制できるシステムにしていくというものです。そして、この最適な水道システムの実現に向けて、すぐ下の四角の中にございますとおり、5事業者はこの三つの取り組みを進めていくことといたしました。具体的には、水道施設の再構築、2つ目が、上流からの優先取水、そして3つ目が水利権の整理と取水浄水の一体的運用でございます。こういったことを踏まえまして、企業団は概ね30年後の企業団の将来像とその実現に向けた取り組みの方向性を示すビジョンを策定しております。

その下の参考2の棒グラフは、ただいま申し上げた3つの取り組みのうち、優先して取り組む下水道施設の再構築の概要を示したものでございます。左側の棒グラフにございますように、現状11ヶ所ある浄水場を最終的には、右側の棒グラフのとおり、8ヶ所にするというものでございます。

ページ戻っていただきまして5ページの下段の（2）概ね30年後の将来像と企業団の取り組みの方向性です。こちらは、ただいま説明した5事業者の取り組みなどを踏まえた、企業団の概ね30年後の将来像を、①の青い網掛けの部分に示しております。そして、②にその間における企業団の3つの取り組みの方向性の柱を、IからIIIのとおり掲げております。具体的にはIが最適な水道システムの実現に向けた施設整備と運用管理、IIが自然災害や多様なリスクへの対応強化、IIIが経営基盤の強化でございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

3 令和3年から7年度の実施計画の概要です。まず（1）実施計画の位置付けですが、実施計画は企業団のビジョンのアクションプランとなっており、10年後に到達すべき目標を踏まえつつ、直近の5年間で取り組む具体的な施策やスケジュールを示したものでございます。

次に（2）実施計画の概要には、この計画で取り組む主な内容をお示ししていますが、その具体はページの中段の図に整理しておりますので、こちらをご覧ください。一番左にIからIIIで、先ほど

説明させていただいたビジョンの三つの柱が記載されていますが、その柱ごとにこの5年間での主な取り組みを中心の緑の部分に、そして10年後の主な目標や到達点を右側の灰色に示しております。

次に(3)実施計画の中間評価と一部見直しについてです。実施計画につきましては、この計画期間の中間年である令和5年度末の時点で中間評価を行っております。その結果、再構築事業の工事時期が次期計画以降となったことから、総事業費が約32億円減り、約559億円となっております。なお見直し後の事業費を一番下の表にお示ししております。

8ページご覧ください。(4)財政運営の方針です。将来に向け、財政基盤を強化するため、収支均衡と適正な資金の確保の両立をして参ります。

(5)経営基盤強化の取り組みを4つの白丸のとおりお示ししました。具体的には、計画的な財源の確保、企業債の発行抑制、施設整備費の平準化と適正料金の検討、そして経営改善の継続的な取り組みでございます。

(6)実施計画期間中の財政状況では、下の表に現行期間の財政収支見通しをお示ししています。

(6)の2つ目の白丸にございます損益につきましては、経常経費の抑制をはじめ、着実な企業債償還や企業債発行抑制による支払い利息の減少により、黒字は維持できる見通しでございます。また、三つ目の白丸にございますとおり、資金については計画期間最終年度の令和7年度末で約139億円を見込んでいます。しかし、動力費やダム管理費の高騰に加え、水道施設の再構築などにより令和8年度以降の建設改良費が大幅に増加する見込みであり、資金の確保が依然として企業団の大変大きな課題となっております。

9ページをご覧ください。

### III 令和7年度予算の概要です。

1 令和7年度予算における取り組みの方向性ですが、令和7年度は、令和3から7年度の現行実施計画の最終年度であり、計画目標を達成するため、神奈川広域水道ビジョンに掲げる三つの取り組みの方向性に基づき、下の白丸に示しています各事業を着実に実施するための予算を編成いたしました。

2 令和7年度予算における主な取り組みについてです。

(1)最適な水道システムの実現に向けた施設整備と運用管理の取り組みでは、128億1,000万円を計上し、アに示した浄水場の増強と送水管等の整備に向けて、将来の取水形態変更に伴う相模川への影響などを把握するための調査や5事業者の施設整備計画で示した、令和9年度からの施設整備の着手に向けた準備を進めて参ります。また、イに示した安定的かつ効率的な水運用と原水の確保では、ダム及び取水堰の堆砂対策や上流水利権の有効活用に取り組み、ウで示したとおり、ドローンなども活用した効率的な点検を行うとともに、施設の修繕や更新工事については、計画的に実施して参ります。

次に(2)自然災害や多様なリスクへの対応強化の取り組みでは8億2,000万円を計上し、地震対策としまして、西長沢浄水場の排水処理施設等の耐震補強に取り組みます。このほか、浸水対策や停電対策も記載のとおり、着実に進めて参ります。

次に(3)経営基盤強化の取り組みですが、4,000万円を計上し、アに示した事業環境の変化に応じた事業運営では、脱炭素化に向けた取り組みとして記載の取り組みを進めるとともに、官民連携の取り組みでは、大規模な施設更新において、業務の効率化につなげるため、民間事業者の創意工夫を生かしたDBO、DBM、BMなどの契約書の活用を進めて参ります。またイの想像力・活力ある職場づくりでは、DX推進に係る取り組みとして、電子決裁の活用や生成AIツールの試行導入な

どに取り組んで参ります。

10 ページをご覧ください。

3 令和7年度予算規模等です。上の表をご覧ください。令和7年度の予算規模は、収益的支出と資本的支出の合計になりますが、対前年度比8億円減の628億円となっております。また、その下の料金収入は0.9億円減少し、425億円を見込んでいます。さらにその下の損益は料金収入が減少し、修繕費などの支出も増加することから対前年度比9億円減の36億円を見込んでいます。また、累積資金残高は前年度比3億円増の118億円を見込んでいます。なお、企業債につきましては、企業債の償還が進んでいるため、前年度比で67億円減の431億円を見込んでいます。下の表は要素別に令和6年度当初予算と比較を行ったものでございます。

11 ページをご覧ください。参考として現在の経営状況と今後の課題をお示ししております。

1 現在の経営状況ですが、上段左のグラフをご覧ください。青い棒グラフの料金収入はほぼ横ばいで推移しておりますが、黄色の棒グラフの企業債残高は元利償還が進んでいることなどによって着実に減少しており、右の図のとおり損益はプラスで黒字を維持するとともに、現実施計画期間中の運転資金を確保できております。なお、このグラフの令和6年と7年度の数値は、当初予算の数値が入っているのですが、一方で現在の令和6年度決算の認定に向けた作業を進めている中では、ピンクの棒グラフで示した損益と、グリーンで示した累積資金残高のいずれにつきましても、グラフに示した当初予算値を上回る状況、つまり、経営状況としては改善傾向にあると見通しております。しかしながら、その下の2 今後の課題に、下のグラフで5年ごとの建設改良費をお示しておりますが、こちらのグラフの令和8年度以降を見通した場合には、再構築事業が本格化し、費用が増加いたします。またそのほかにも、動力費の高騰などの懸念要素もあることから、厳しい経営が強いられる可能性があります。

これらのこと踏まえまして、青い四角囲みに今後の課題を具体的に三つ示しております。1つ目が、将来に備えた資金確保が不十分であること。2つ目が、施設の老朽化が進行していること。3つ目が、施設整備を担当する臨時職員の確保が困難にあるということです。これらの課題に重点を置いて、企業団としては、再構築事業の本格化に向けて取り組みを進めているところでございます。

12 ページをご覧ください。

#### ○依田建設部長

依田建設部長。

#### ○かわの委員長

依田建設部長。

#### ○依田建設部長

12 ページ、IV 水道システムの再構築へ向けた取り組みです。

1 これまでの5事業者の取り組みですが、5事業者は水需要の減少、施設の老朽化や自然災害等への対応など、共通する課題の解決に向けて下の表にお示ししたとおり、浄水場の統廃合などに取り組む水道システムの再構築について、それぞれ取り組みごとに目標を定めてその検討を進めてきました。そして、2つ目の白丸にございますとおり、令和5年の5月には5事業者で施設整備の概要を中間的に取りまとめ、3つ目の白丸のとおり、令和6年の5月には5事業者の首長間で水道システムの再構築の推進に関する覚書を締結し、さらに5事業者の施設整備計画を策定し公表しております。4つ目の白丸にございますが、5事業者の水道システムの再構築の3つの取り組みは、神奈

川県が策定した神奈川県水道広域化推進プランにも位置付けられており、水道事業の持続的な経営を確保していく上での重要なプロジェクトとなっています。

13 ページをお開きください。

2 施設整備計画の内容と今後の進め方についてです。 (1) 施設整備計画の内容ですが、まずアに水道施設の再構築の概要を示しています。1つ目の白丸は浄水場の統廃合についてです。中段の左側の図をご覧ください。図の中央にバツ印がついている浄水場がございますが、浄水場の統廃合にあたっては、位置エネルギーの活用や水質事故リスクの低減などを考慮し、相模川下流で取水している構成団体の三つの浄水場を廃止する計画となっております。一方、廃止により不足する浄水場能力を確保するため、相模川と酒匂川の2水系から取水可能な企業団の三つの浄水場を増強します。図で申しますと、赤と青の四角に赤い字で増強と示している浄水場でございます。次に、右側の図をご覧ください。こちらは5事業者全体の浄水場能力を示したもので、左側の棒グラフは、現在の5事業者の浄水場能力を示したもので、現在は11浄水場で日量約428万立方メートルございます。右側の棒グラフは、統廃合により8浄水場となった場合の浄水場能力でございます。日量326~345万立方メートルにダウンサイジングいたします。次に、図の下にございます2つ目の白丸の送水管路等の整備についてです。

14 ページの上段の図をご覧ください。

構成団体の三つの浄水場の廃止に伴いまして、企業団浄水場から供給するために必要となる送水管路などを整備いたします。具体的には、図の赤色で描かれた部分でございますが、管路やポンプ、バルブといったものでございます。これらの整備により、平常時はもとより災害時などにおきまして、仮に1つの浄水場が停止した場合でも他の浄水場から水を送れるようになり、そのバックアップ可能率は現状の69%に対し、施設整備後は96%まで向上いたします。下の図には、バックアップ機能向上の1例として、西長沢浄水場が停止した場合の状況を示しております。まず左側の図をご覧ください。青色の楕円で示したエリアが2つございますが、通常時このエリアには濃い青色の四角で示した西長沢浄水場から水を供給しています。そのため、災害等で西長沢浄水場に何かあった場合には、この青いエリア内には、現状一部給水できない部分が出てきてしまう可能性がございます。しかし、再構築の施設整備が完了しますと、右の図に示したとおり、緑色で示したエリアは相模原浄水場から、そして紫色で示したエリアは、綾瀬浄水場からも給水することが可能となるというものです。次に、図の下の丸の施設整備の工程についてです。

15 ページをお開きいただき、上の図をご覧ください。

図の一番上に太い字で、構成団体の浄水場の廃止時期がそれぞれ記載されています。そして、図の中段にはそれに伴う企業団の3浄水場増強の工程と、下段にはバックアップ機能の発揮時期を踏まえた管路整備の工程をお示ししております。令和22年に小雀浄水場、令和33年に寒川浄水場、令和37年に有馬浄水場が廃止となります。それに合わせて企業団浄水場の増強や必要となる管路整備を行います。本計画に係る工事等は、令和9年度から着手し、令和37年度に完了する予定です。

次に、施設整備の費用についてです。施設整備費は、企業団が行う整備と構成団体が行う浄水場等の撤去費を含めまして、約1,310億円を見込んでいます。また、2つ目の白丸の施設整備における費用負担の基本的な考え方についてですが、企業団が行う施設整備については、これまでの企業団事業費の負担と同様に、4構成団体がそれぞれの基本水量に応じて、受水費により負担をしていただきます。続いて、イ上流取水の優先的利用についてです。この取り組みについては、脱炭素化のほか停電や水質事故による減断水リスクの低減を目的としています。取り組みは、①から③の三つ

ございますが、その内容については、16 ページの上段の図でご説明いたします。まず 1 つ目は、図の右上部にある沼本地点と書かれている上に、青字で①未利用水利権の活用とあります。これは現在すでに未利用となっている川崎市の日量 14.2 万立方メートルの水利権がございまして、これを企業団西長沢浄水場へ太い黄色い矢印のとおり、自然流下で送って活用するという取り組みです。この効果でございますが、現在、西長沢浄水場で使用している水は、図の左下にございます、飯泉取水堰から細い黄色い矢印に沿ってポンプで水をくみ上げているのですが、これを減らすことができる所以その分ポンプを動かす動力を減らすことができるというものです。2 つ目は、図の下部にあります寒川地点で、現在寒川事業として暫定的に取水している宮ヶ瀬ダム開発水の一部を、青い矢印で示しているとおり、宮ヶ瀬ダム計画の取水地点である、社家地点で取水するというものです。3 つ目は、図の右側に灰色の字と矢印でお示ししておりますが、将来的には寒川地点で取水している水の一部をさらに沼本地点から取水することができるようになれば、より維持管理費や CO<sub>2</sub> 排出量の削減などを図ることが可能になるというものです。

続きまして、16 ページの中段のエの施設整備の効果についてです。

こちらは廃止対象の 3 浄水場、各事業者が独自に更新した場合と、再構築により 8 浄水場へ統廃合した場合の施設整備費などを企画し、効果として試算したものです。一番左が施設整備費の削減効果で、11 浄水場を独自に更新した場合に 1,212 億円かかるものが 8 浄水場に統廃合した場合は、1,310 億円と 902 億円の削減効果がございます。同様に、中央が維持管理費の効果、そして右側 CO<sub>2</sub> 排出量の削減効果でございます。

最後に（2）今後の進め方についてです。5 事業者では、令和 9 年度からの計画の着手に向けて、河川管理者や関係機関との協議などを進めるとともに、管路施工方法などの施設整備の詳細検討を進めていきます。以上で事務事業の概要についての説明を終わらせていただきます。

#### ○かわの委員長

以上で業務状況関係の説明が終わりました。それでは日程第 3 について、質疑を行います。

質疑のある方は順次ご発言願います。

（質疑なし）

#### ○かわの委員長

質疑、ご意見は特にないようですので、質疑は以上で終了いたします。

日程第 3、「業務状況関係の調査」について、おはかりいたします。

日程第 3 については今回の調査を踏まえ、水道用水供給事業について、さらに議会閉会中、調査を継続することにいたしたいと思いますので、議長あて申し出ることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○かわの委員長

ご異議がないと認め、そのように決定いたしました。

次に日程第 4 「県内調査及び県外調査について」を議題といたします。

今年度に予定しております、県内調査及び県外調査の日程等、委員長案をお手元に配付しておりますので、事務局に説明させます。

#### ○池田議会事務局長

お手元に配付いたしました「令和 7 年度広域水道常任委員会県内調査日程（案）」、こちらをご覧ください。

調査予定日は令和7年8月18日月曜日。調査箇所は宮ヶ瀬ダム、社家取水管理事務所、広域水質管理センターの3箇所になります。続いて日程ですが、出発時間は9時30分を予定しておりますので、それまでに三ツ境庁舎にお集まりいただき、バスにご乗車いただきます。宮ヶ瀬ダムに到着後、常任委員会委員長の開会宣言に続いて、概要説明を受けた後、ダム堤体の視察を行っていただきます。その後、昼食をとりまして水とエネルギー館の視察終了次第、次の社家取水管理事務所に移動となります。14時45分ごろに委員会を再開しまして、会議室にて概要説明を受けた後、施設調査を行っていただきます。施設調査終了後、質疑を行い、常任委員会県内調査を閉会いたします。全日程の終了時刻は17時15分ごろを予定しております。

続きまして、県外調査についてご説明いたします。

お手元に配布しております、「令和7年度広域水道常任委員会県外調査実施要領（案）」、こちらをご覧ください。調査内容は、水道事業の現況と用水供給事業についてとなります。調査日は令和7年11月10日、11日の2日間で、1泊2日を予定しております。調査先ですけれども、現在調整中でございますので、常任委員会委員長と相談の上、決定次第、皆様にご報告をさせていただきたいと思ってございます。

なお、実施計画書及び調査報告書につきましては、常任委員会委員長から議長あて提出いたします。以上でございます。

#### ○かわの委員長

それでは、県内調査につきましては、委員長案のとおり8月18日月曜日に行うということでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○かわの委員長

ご異議がないと認め、そのように決定いたしました。

なお、県内調査につきましては、時節柄、暑さが予想されるため、軽装での参加をお願いいたします。

次に、県外調査につきましては、実施要領委員長案のとおり、11月10日、11日の2日間の日程で行うこととし、調査先につきましては、事務局に調整させることでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○かわの委員長

ご異議がないと認め、そのように決定いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本委員会の「正副委員長互選結果報告書」、「閉会中継続調査申出書」の案文につきましては、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして、広域水道常任委員会を閉会いたします。まことにお疲れ様でした。

#### ○池田議会事務局長

議員の皆様に申し上げます。

このあと、議員の皆様には、一旦控え室にお戻りいただきます。

なお、議会運営委員及び議長、副議長におかれましては、引き続き議会運営委員会が開催されますので、放送が入りましたら、議会会議室にお集まりいただきますようお願いいたします。

よろしくお願ひいたします。